

家庭教育は誰のためのものか

中田 雅敏¹⁾

The Home Education for Whom and for What?

1. はじめに

日本家庭教育学会の研究紀要に発表できるような研究をと常々考えておりましたが、国の政策、文部科学省の政策が教育再生と高等教育のあり方をめぐる教育改革が大きな目標に据えられ、家庭教育そのもの、家庭での子どもに対する親の教育のあり方、などに関する提案がやや希薄になっているようにも思え、私自身の思考もやや後退していた。その間に、「いじめ防止対策推進法」「体罰防止対策推進法」が定められ、学校においては「道徳教育」の教科化が進められ、すでに教科書も作られ実施に移されている。民間では「子育て支援」に関する数えきれないほどの支援団体が生まれ、子育てについての注意関心が高まっている。そのような状況の中で教育基本法に制定された家庭教育に関する条文を実践するには、どのような工夫ができるかと思ってみては、時としてこれほど難しい問題はない、と辟易していた。私が現在家庭教育に関して抱いている思いとは率直に申せば「国家の大本」が定まらないことにある、ということである。そこで本稿においては、私自身のことについて触れながら、まことに恣意的になるところがあるが、我が国における家庭教育についての根本的な部分について綴ってみたい。

2. 大都市の地底に巨大なダムがある

埼玉県の都市の地下には巨大ダムが幾つもある。さいたま市にある十万人が住むアーバン未来都市。

ここはかつて深作という地名であった。この土地を深作と命名したのは、家康が関ヶ原で天下分け目の決戦をしたときに兵糧兵站を命じられた伊奈熊蔵忠次であった。

忠次は天文十九年（一五五〇）に三河国小島に生まれ、天正十年（一五八二）の明智光秀の本能寺の凶事の際に堺にあった家康のもとに馳せ参じ小姓衆に加わり三河に帰参し旧領を安堵された。

天正十四年に家康が三河岡崎から駿府に移る際近習衆となり、以来家康のもとで築城、町割、田畠、治水などの土木事業に縦横の手腕を發揮した。天正十八年には家康に土木技術を認められ、徳川領国の遠江、信濃、三河、駿河、甲斐五カ国の総検地、用水堰、家康行在御殿構築の奉行を勤めた。この年の二月に家康は北条小田原攻略戦に向かう豊臣軍の先陣を命じられ、二万五千人の兵を率いて駿府を出発、この時熊蔵忠次は富士川に船橋を架し、橋梁の整備、築道、軍事兵糧調達、輸送の兵站の任に当たった。やがて家康の関東入国に当たり、伊奈忠次は現在の埼玉県伊奈町小室及び鴻巣を領地として与えられ、関東地方の河川乱流の整備に当たった。この仕事は代々伊奈氏の家職となり、土木事業が家業となつた。同時に関東に入国した人々もまた家業、家職を持ちやがてその家職は世襲となつてゆくのである。

家康関東入国に当たつてそれまで全く生産性のない沼澤地であった土地を開発し、石高増産に努めたが、抜本的な治水事業は利根川の東遷と荒川の西遷にあつた。以後伊奈氏は忠尊まで十代に渡つてこの事業を家職として務めた。文禄三年（一五九四）まず利根川が武藏国新郷領川俣で支

1) 八洲学園大学教授

流をなしていたので、会野川を本流から切り離す締切工事から利根川の東遷事業を始めたのだった。

伊奈氏の土木技術は一面に広がる沼沢を埋め立て、沼を作り、冬季には沼に水を貯え水田耕作期には沼から水を取り入れ、この沼を繋ぐように河川を改修接続して増減水を調節する方法にあった。これを更に本流を付け替える「瀬替え」という工法によって利根川を東に、荒川を西に移動する方法で新田を開拓していった。関東地方の全域の地形はこの時から整えられて、いまに見られる形はこの伊奈氏十代に渡る功績でできあがったのであった。このことは国の造成事業、公共事業の始まりでもあった。

利根川の東遷の本格的な工事は、利根川の支流会野川を塞ぎとめたあたりから大きく下野国に曲流し利根川本流が張出るので、川俣から渡良瀬川に接続し、川俣から栗橋までの二里余りの水路を新たに開削し、渡良瀬川と新しく掘削した川に水を流し、水量を半減する工事を元和七年（一六二一）から始めた。これを新川通りと称した。これは構造改革事業の始まりであろう。

次に栗橋から川妻を経て常陸国水海村に到る二里余りの水路を開削し、利根川と渡良瀬川の流れを常陸川筋に導いた。この新川を赤堀川といっている。赤堀川は寛永十二年（一六三五）に川幅の拡幅工事が行われ、更に寛永十八年（一六四一）には下総台地の関宿台地を割き宝珠花を経て松伏町から金杉に到り、金杉から太日川に繋がる五里余りの新溝を開削した。この流路は太日川から新利根川と命名され、更に利根川を鬼怒川に繋げて東遷すると江戸川と呼ばれ、庄内川は利根川の古道となった。寛永二十年（一六四三）には江戸川以西の地を武蔵国に編入した。武蔵国、下総国との国境改定をしたことは日本の歴史上、後にも先にもこの例の他はない。

関東の河川はこうして、西から隅田川、荒川、綾瀬川、元荒川、古利根川、庄内古川、中川、江戸川、利根川、渡良瀬川、鬼怒川と名付けられ整備された。これに伴い関東各地に手賀沼、印旛沼、

牛久沼など多くの沼地、溜池、溜井が作られた。しかし現在は山王溜池をはじめとして名のみが残り、多くの沼地は姿を消している。伊奈氏は享保四年（一七一九）に葛西用水路を造成し褒揚を受け、これより將軍日光社參奉行や勘定吟味役上席、関東郡代、勘定奉行などを代々歴任したが、寛政四年（一七九二）に関東郡代を罷免され改易、采地没収により没落した。つまり時代の変化により家業が役に立たなくなり家職無用となり、やがて職を失い、すべてを失つたのであった。現在の失業による一家離散ということになったのであった。

享保八年（一七二三）に吉宗が將軍に就任すると、紀伊家以来の家臣であった井沢弥惣兵衛為永が幕府勘定方役に登用され紀州流土木技術をもって関東諸河川の修治と新田開発促進政策に当たった。それまで伊奈流治水により、用水源、水害防禦として各地に設けた溜池、溜井を埋め立て、これを田に替え新田開発を行った。溜池溜井の沼池に代わるものとして、伊奈氏が整備した糸余曲折のある河川とその曲折の間の沼池を埋め、途中に幾つもの堰を設け、そこから用水路を網の目のように設けた。同時に伊奈氏によって東西遷化させた河川の曲流を直道直流に改修した。これにより河川敷もなくなり、広大な遊水池も溜池溜井も埋め立てられ新田に開発され、吉宗の治世で二倍の石高に変貌した。これが今日各地に残る地名「・・・新田」となっているのである。

自然に逆らないで、自然を利用しながら整備する伊奈流治水から、人工で河川を制御する用水工法に変わったので、それまでの伊奈流土木技術は必要がなくなったかに見えた。同時にそれは政府の政策変換と、経済政策転換、農政改革、ひいては各幕府内の職掌改革でもあった。これ以来伊奈氏は屈辱的な河川修治奉行、玉川上水開発奉行、水害地堤防修理奉行、東叡山法会奉行などの閑職となり、更には河川藻刈奉行となり、井沢配下となつた。道中奉行、架橋奉行、更に関東の治安対策の無宿旅籠、砂糖栽培の諸役となり、役職名のみ初代の功績により、関東郡代を与えられた存在

であったが内実は更迭となってしまった。

技術革新と各藩国との間の閉鎖性を取り扱う規制緩和と高能率化をめざすグローバル化が始まったと言えるのである。この紀州流土木法は直流にするための強固な堤防を作る必要があり、更には毎年堤防の修理と嵩積を必要とした。米の生産増加は二倍、三倍になり百姓は豊かになったが、米の値段が暴落し、武士の困窮が始まりだした。百姓は豊かになったが堤防労役が増えだした。その上に伊奈流の溜池工法は洪水の時に遊水池となり水を受け止めて災害がなかったのに、河川が直流となつたので大雨の時には大氾濫となり度々大洪水となつたが、干ばつは激減した。

更に明治以降、近年に到るまで堤防はコンクリート化され続けているので、大雨の時は河川が氾濫し、堅固な堤防の下を潜った水が伏流水となって、都市中に噴出する洪水が生じている。これを受け止める方法から、さいたま市のアーバン未来都市ではかつて伊奈流土木で作られた深作沼を紀州流土木によって埋めたて新田として開発されたが、現代ではその新田の上に都市を作り、高層建造住宅を築き、岩盤に達する基礎杭を打ち込み、この土地の僅か何メートルか下に深い大きな地下空間を作つたのである。まるで地下宮殿のような溜水ダムが作られている。ここに河川の增量水を溜めおき、大雨がおさまると荒川、綾瀬川の下流で放出し都市を水害洪水から守るダムなのである。かつて伊奈氏が作った埼玉県上尾市伊奈町から浦和、川口まで、つまり「さいたま市中央部に広がっていた見沼」をもう一度地下沼として作つたのであった。

広大な沼沢を一度埋め立てて新田にし、見沼に代つて作られた見沼代用水は今はこの新田の上に都市ができて農業がなくなったので、農業灌漑用水として不要となつたので、その半分は東京都民の飲料水となり、さらには急速昭和三十九年の東京オリンピックの補填飲料水として利根川を堰止め、利根大堰武蔵導水路が作られて東京都民に供されている。伊奈氏、井沢氏、河野一郎建設大臣

の三人が作った行田堰、またの名を川俣堰から引いた武蔵導水路、見沼代用水二本では今後予定されている東京オリンピックに飲料水が不足するため、もう一本の武蔵導水路の建設が始まっている。また日本一汚染された綾瀬川、荒川、隅田川を綺麗な水にするために、この大都市の三河川にも特別にもう一本の水路が利根川から引かれ注ぎ込まれて浄化に供されている。茨城県土浦以南の田が耕作放棄となり、見沼代用水両脇の田がなくなり都市になり「水余り」になったために、利根川の水を水道水に、二本ある見沼代用水の一本と荒川の水は工場用水として使用することになったのである。多くの自治体はこの川の水を都市飲料水としている。

埼玉県春日部市から三郷市、八潮市までの地下にも巨大ダム空間がある。三郷市、八潮市はかつて「八条潮止」とも呼ばれ、江戸湾の水が逆流してきた。下総葛飾郡と言っていた吉川市、三郷市、八潮市などが伊奈氏の河川改修によって武蔵国に編入され、更に井沢氏の埋め立てによって町ができる、やがて現代都市となった。するとこれも上下水に困るようになり、葛西用水、幸手用水も今では生活水となっている。伊奈氏が設けた葛西領は、武蔵下総の葛飾郡の広大な農地の灌漑水確保の琵琶溜井、松伏溜井、瓦曾根溜井があったが紀州流土木によって埋め立てられ、新田となりこの二水が二万五千町歩の田に水を供給した。しかしここも今では都市となったことで葛西代用水としての役を終え埼玉東部区域の水道水に供されている。大雨ともなると、元荒川、古利根川、中川、江戸川が吸水能力を失うために、一時水を貯める巨大な地下空間がこの都市の下に設けられ、遊水池としての機能を保つために建築されたのであった。勿論、東京都も玉川上水、神田上水、多摩川用水では生活水が成り立たないので埼玉を通過する二本の導水路や見沼代用水から採水しているのである。ここまで話は一五五〇年から二〇一五年まで四六五年間の変遷の話である。

3. 家庭教育と時代の変貌

読者の皆様はこれまでの記述をどのようにお読みになられたであろう。これは地方史だ、これは農政史だ、これは治水史だ、と様々に解されたであろう。無論、馬鹿馬鹿しい、と思われたに違いない。しかし上述した歴史はわが村の変遷史であり、我が家の通史でもあり、生活史でもある。伊奈忠次が家次と名乗っていた天正十七年（一五八九）に家康が領した徳川領国の遠江、信濃、三河、駿河、甲斐の五カ国の総検地を命じ、翌年の小田原北条氏攻略に備え、「郷中定書」を家次名で二十九通発給し、甲州の家臣団に「知行書立証文」も発給している。甲州中田郷の家臣はその後八月に関東に移封された家康が家臣を一万石以上の大名に取り立て領国の要衝地に配した時点で農民は甲州から武蔵に移され開拓民となって、武蔵国荏原郡馬込領中延村百姓となった。天正十九年（一五九一）に伊奈忠次は武蔵国足立郡小室鴻巣領一万石を与えられ、現在の伊奈町の丸山に陣屋を設けた。天正十年（一五八二）武田家滅亡後、忠次は甲州統治の奉行として甲州に滞在しており、陣屋設置に伴い甲州中田郷の百姓は共にこの近辺に移り住んだ。只今私の住す武蔵国埼玉郡馬込領馬込村はこの時に成了った。從って馬込は東京都大田区と埼玉県蓮田市に二つある。

武蔵国東部から下総国西部にかけて広がる沖積低地は利根川、荒川、綾瀬川が乱流し沼沢地ばかりで耕作ができなかった。村民は柳の枝を刈り沼沢に埋め込み、その上に束ねた茅を敷き詰め、大地を削って土を乗せた。家康はこれを見て「草加」と名付けるよう命じたと伝わっている。以来我が家はこの地に二十六代に渡って住み、嘗々と沼沢を開墾し続け百姓としてお上に対し忠誠を尽くしてきた。從って幼少の頃から、家に於いては祖父母父母を敬い、兄弟相親しみ、忠勤儉約、米の増産、季節の野菜づくり、夜は縄ない、夜業に手習い、当然家督を相続する者としての諸々を教え込まれた。こうした「家庭における教育」とし

て代々受け継がれ二十六代まで来ているが、私は我が子には何一つ教え込んでいない。

何故ならば治水にしても四百五十年の間にほとんど三回程度の構造改革しかしていない。河川は堤防、堰、水門が設けられ、曲流から直流となり、堤防も土からコンクリートになり、河川そのもの全部がコンクリート製となっている。つまり近代の構造改革はめまぐるしく変わり、近代都市の地下に巨大な雨水貯蓄ダムが作られる。その度に百姓は労役に携わり、嘗々と耕し、死に代わり生き代わりして田打ちをしてきた田畠が、その時々の為政者の方針と、世の流れと、経済の変化と大衆の欲望のためにいとも簡単に替えられてしまうのである。こうした百姓の子どもたちに教えられたことは、お上の下達に対して従順、忍耐、辛抱、怠禁、自営、防営、工夫に創生、等の家庭教育目標があり、地域村落道德があったのである。

伊奈流から井沢流、近代土木流、さらには治水も不要な水耕栽培、工場食糧製品、更には人間が生きるために必要なビタミン剤、サプリメント、宇宙食、などになれば農耕は必要がなくなる。また農産物生産のために必要な肥料の三要素「窒素、磷酸、カリ」の原料はいずれも日本にはないと言われている。多くの食料品は工場で作られている。こうした近代社会においては「家庭で行う教育」とは何かと問われ、簡潔明瞭に答えを出すことができようか。社会がどんなに変わろうと、価値観がどんなに変わろうと、全く動じない生き方を教えることができるであろうか。

学校での教育は、すべて十年を単位として教えるべきことが定められている。しかし方法論が見出せそうになると、もう教える内容が変化している。それが学校で教えるべきことを定めた「学習指導要領」である。こうした教育を受け、二十六代目まで百姓として、田畠を耕し、家を継続させ、家職を次の代に受けついで行く技術の伝承も、家族を扶養し、老父母を介護し、やがて自分が子どもに介護されてあの世にゆくという家庭のあり方とその教えは全く無用であり、今やそういう考

は通用しなくなっている。それ故に私は子どもたちに何も教えてこなかった。なんの教育もしなかった。いやしなかったのではなく、したくても思い当らなかった。思いも及ばなかったのである。つまり私の代で百姓と家業と家職とそれに伴う家庭での教育も消滅するのである。おそらく日本の農業に携わってきた人は皆同じ思いであろう。

家庭での教育とはそのように暦に従いその日が穏やかに過ぎ、一日が無事に終り、また明日を迎えるが無事に終了する過ごし方を何代も継続してゆくことを教えることにあった。これが四百五十年の間変わらず続いてきた。それを継げない者がいたら、養子を迎えて継続させた。それ故に親戚も二十数軒あり、冠婚葬祭には一族五、六十人は集まった。一体どの代の親戚だったのかさえ明確に分からぬまま仕事を手伝い、手伝ってもらい、二十数軒の親戚を盆と春秋の彼岸には訪問する習わしである。農作業も「結」という隣り近所で手伝い合う習慣があり、寺社への挨拶と祭礼、法事も欠かすことなく続けられてきたが、これらの農村共同体の行事にも子どもを参加させなかつた。なぜなら祭りに参加をしても、祭りを支えるものがいなくなつてゆくしかないからである。家庭教育は家職と結びついていた。家業を継続させるための心得を教え、農村共同体、町内共同体を円滑にすすめることができるようなことを、その共同体の一員となるために必要な心得や行動ができるようになれる技術と人との付き合い方を教えることが家庭教育であった。しかし私はそれを見出しができなかつたのである。

私は昭和二十年に生まれた。しかし男子一人であつたために相続人としてこれまで通りの家庭での教育を受けた。しかし昭和二十年以降すべてが変わった。憲法、民法、教育基本法、地方自治法もすべて変わると同時に、世のあり方も変わった。憲法に従順に従うならば子に仕事を押し付け百姓を継続させる理はない。結婚も強いるわけにはゆかない、老後の面倒を看てくれ、と強請はできない。同時に百姓を統け、農業として生活し、生計

を立ててゆく収入は得られない。これらすべてが法に規定され、法に縛られ、法に従って生きるならばこれからはどのように生きれば良いのかはそう容易く見出せないのである。

農業だけに限らない。家業としてきた商店、サービス業、製造業、など家職として継続することを強制する親の教えはない。それでは家庭教育とは「子どもが成長することに携わる」こと、「子どもを学校に通わせること」「子どもに良い成績をとらせること」「世間に誇れる学校に入学させること」「世間に誇れる職業に就かせること」くらいであろう。こうした親の思いを達成することがはたして家庭教育と言えるものだろうか。しかしこれらのことでも外部委託が可能になっている。最初に述べた農業土木についても天文十九年（一五五〇）から正徳六年（一七一六）まで百六十五年が同じ甲州流治水、関東伊奈流治水で関東の手がつけようがない沼沢地を制覇した。百姓は自分の田畠を耕し、なさでかなわぬ公役に黙々と従事して来た。

享保元年（一七一六）六月二十二日に吉宗が将軍に就任してから紀州流、井沢流治水土木となり、明治になっても変わらず、昭和三十年（一九五五）から近代土木治水に変わるまで二百四十年も百姓の無償労役は続いている。いや今でも関東地方のこの十二本の河川と用水の保全税、使用税を百姓は納税しているのである。こうしたスローな時代変革、インフラ改革ならば、変わらぬ家庭教育を続けることができるが、現代では今日教えたことが明日変わるかもしれない。いやそれどころではなく通用しなくなるのである。民法の大部は明治時代に定められた条文が未だに通用している場合もある。身分制度は昭和二十二年になくなっているが戸籍法はほぼ変わっていない。

一方生活上の器具においてはどこまで進化を続けるのか計り知れない。ソニーの会社が何を作っているのか、いずれ高齢者用住宅、高齢者介護ロボットが出回るようになるかもしれない。介護施設という乗老施設、空き家が七百万戸、独居老人

が何百万人、不就労青年が六百万人、不登校児童生徒十七万人、いじめ、青少年の自殺、青少年の同年殺人、成果主義の導入、格差社会、子どもの貧困、などなど挙げたらきりがない。こうした現代社会において、未来を担う子ども達や青少年に、一体家庭ではなにを教えてらよいのであろう。「親は子供の教育に第一義務的責任を持つ」と規定されても、事が起こったらそれは親の責任です、ということにするための規定ならば家庭教育は何を教え込むかという問い合わせには答えてはいないということになる。

「ねんねこ伴縫（はんてん）」「おんぶ帶」「襁褓（むつき）」「越中禪」「湯文字」などをご存知であろうか。「振り籠」「乳母車」「寝網」「でんでん太鼓」「守籠」をご存知だろうか。これらはすべて自家製であった。手拭いを縫って出産前から襁褓を用意した。すべて乳幼児にかかる品であるが、こんなものを使っている若い母親はない。もし知る人があらば「これは老人介護用品」だと答えるに違いない。何故ならば「五歳児まではベビーカー」と心得、混雑電車のなかまで立たせておけば耐える子供をこれに乗せ、後に買い物の品々の入った籠を置き、母親の背中にはリュックサックが背負われている。これが現代の子育ての様子である。私の子どもは昭和四十年代の生まれであるが、上記した手縫いの乳幼児品で育てた。今から三十五年前までの話である。この間の「子育て」「子育て支援」の様変わりは、月に到着し帰還することが可能になったほどの変わりようである。先日グリーン車にベビーカーで乗った人がおり、席を移動させ広くした場所にベビーカーを置いた。中をのぞいたら犬が入っていた。

教育基本法には「父母その他の保護者は、子の教育について第一義務的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るために努めるものとする」とある。第十一条には「幼児期は重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資

する良好な環境の整備その他適切な方法によって、その振興に努めなければならない」とある。本来この条文は第十一条が先で、第十条が後になるべきであろう。つまり「乳幼児期の健やかな成長」「人格形成の基礎を培う」「入学前の生活習慣、自立心の育成、心身の調和」を六歳小学校入学前に家庭でしっかりと行っておくように、身につけさせておくように、という法である。「法として国民に義務づける」ならば、その方法論も示す必要がある。「手当」や「支援金の支給」だけではこの条文の目的を達することはむずかしい。そればかりか、民間子育て支援団体が何万となくできて、そこからの事故や事件が報道されはじめている。それも自己流子育て、育児書依存子育て、中には放置子育てなどもあるようである。

4. 学校教育と家庭教育

今日、教育というと近代公教育の中心たる学校教育のみを思い浮かべがちであるが、家庭教育の重要性はこれまで述べた通りより重要であることは言うを待たない。つまり学校教育という教育機関に属する前に、「学校教育に適することができるよう家庭において六歳までに、親の責任において施しておきなさい」という法による親への義務がある。これまで「親は子に教育を受けさせる義務がある」というように「義務において教育を受けさせなさい」「それは学校教育であって学校教育を受けさせる義務を親は負っています」ということであった。この学校とは「学校教育法」に規定されている学校ですとなっていた。しかし、今やこの学校教育を受けに来ない子どもを「登校拒否」と称し、年間三十日以上登校しなかった子どもを「不登校児」としている。この二件の規定に合致する子どもが、年間十七万四千人もいますよ、ということである。

そこで政府は「フリースクール」「民間支援施設」も学校教育法で規定する「学校」と認めよう、いや「家庭において同等の教育を施し、同等の学力」に達すると認められる場合は入学登校をしな

くとも認めようではないか、という議論がなされている。平成十八年に教育基本法が改正されているが、この年に大きく報道されたニュースがある。「学校におけるいじめ、いじめに起因する自殺」の問題であったが、その分析の結果「不登校の増加の原因のひとつにいじめがある」という見解が示されていた。そこで文部科学省は「無理に学校に行く必要はない」とし、不登校容認の政策を打ち出し、それまでかなり難易度が高かった「大学入学資格検定試験」の受験要件を大幅に緩和した。それまで略称を「大検」と称し「大学入学試験に相当する学力を有するもの」として一科目ずつ受験させ認定して「資格認定」としていたが、これを「高校卒業程度認定試験」と呼称を変えて、難易度を大幅に下げて不登校生の高校卒業認定に変更をした。

これが呼び水となってそれ以後不登校児の数は下向き傾向となり、不登校生徒の数が七万人に減少した。その後の学習指導要領の改訂「学力重視、ゆとり教育からの脱却」を掲げた途端にまた不登校数は増加をしだし、昨年度は十七万四千人となり、平成二十七年一月に文部科学省では「不登校対策調査検討有識者会議」を急遽開催し有効な対策を講ずることの検討に入っている。しかし志水紀代子氏は「いじめ、いじめに起因する悲劇的な事件が引き起こされる原因是、一元的、短絡的に家族の問題に特定され、また家庭教育のあり方にそれを求めることで、そうした事件が解決され、また再発防止につながることなど断じてあり得ない」（『家族の倫理学』二〇〇七年）としている。志水氏の考えは善意に解釈すれば、家庭でどのような教育をするのかが示されなければ方法もわからず、いじめをしない子供に育てる手立てが見えないからとも考えられるのである。

以上みてきたようにすべてを学校教育の問題と家庭での教育の問題との二極に帰するような受け止め方がされるようになっている。家庭教育の名でその重要性が説かれたことのある家庭の教育機能さえ、最近では乳幼児の公的保育施設とのかか

わりの問題として議論されがちである。しかし教育そのものは学校教育に尽きるものではない。社会教育・家庭教育の分野でも、悠久の過去から築かれ受けつがれてきた人類の知的文化的遺産を吸収し、自らの創造的能力を開発させ、更には人類の発展に寄与できるようにする嘗みの社会的システムを学校、家庭、社会の三分野を融合した中から生み出さねばならないことは言うまでもない。それには成人に達するまでの学校教育はもちろん、乳幼児期、未成年期における家庭や家族の教育機能や、村や町などの祭りや年中行事、同年齢集団の教化機能、異世代間の交流促進、更には同業、町内会、隣組合、企業における教育機能をも視野に入れなければならないであろう。それほど家庭教育はむずかしい。否定をするのはいと易いことであろう。志水氏は同書で次のように述べている。

家族の姿の変化は、産業の発展、雇用機会の拡大、男女平等の実現、個の確立といった近代化の延長線上にある。昔を懐かしんでも、戻ることはできない。近代化の時計の針を戻すわけにはいかないからだ。現在を認めてその上で考えるしかない。今の家族が持て余しているのは、育児だけではない。介護の問題は介護保険をスタートさせ、社会のなかで考えることになった。これまで、極めて個別的で家族内の問題だった介護を、みんなの問題として、社会制度の中で考えざるを得なくしたのも、少子高齢化という、近代化に伴う家族の変化であり、子育てもまた、社会の中で考えなければならない。

以上の考えは今から十五年前に書かれた著書『漂流家族—子育て虐待の深層』二〇〇〇年、河出書房新社）に述べられている。この間に政権は交替し、「家族の社会化」「子育ての社会化」「育児の社会化」は「子ども手当の支給」「待機児童の解消」など福祉の政策面で実施され充実も果してきた。またその間に未曾有の国難が襲い、世

界経済のグローバル化も進み、またも政権が交替した。高度知識社会、高度技術社会、地球的グローバル経済、など一国だけのあり方の問題ではなくなっている。いわゆる世界的、地球的規模の「先行き不透明な状況」になりつつある。高齢化社会は今後益々すんでゆく中で、厚生労働省は平成二十七年一月から、財政難、医療費難、保険費難、などを理由にあげ、施設介護から在宅介護の方針変更を打ち出し、「地域包括ケアシステム」という方向性に変えている。

在宅医療介護連携の推進と称し、疾病があつても自宅など住みなれた生活の場で療養が可能になるよう、要介護者の居住する地域における医療と介護の関係機関が連携して包括的、継続的な在宅医療介護の提供を行えるような介護システムを作り、これを地域で担つてゆこうという案である。他職種協同による在宅支援というが、ことは簡単にはこばない。ケアマネジメント体制の構築には都道府県や保健所、市区町村が中心となり地域医療機関と連携しながら体制強化を図るという方向性を確立しなければならない。この体制の中に認知症対策も子育て支援も含むということらしい。しかし「医師の訪問診療」だけをとっても、この時代に、この高齢化時代に、病院の医師も、地域開院の医師も、早朝から夜中まで診察し、昼食も夕食も取れない状況で、患者は高齢者がほとんどで、そのなかに風邪などの急患もいて、院外にあふれかえっている状態であるのに、「往診、訪問診療」更には「緊急往診」などどうしてできるであろう。いずれ老人介護も入院患者看護も医師もロボットが代替するようになるであろう。既に医療の分野ではロボットが多用され更に一部ロボットの手術も可能となっている。

今年になって二世帯住宅が再び脚光を浴びだしている。小規模宅地特例法が緩和され、今年の一月からの相続増税を視野に入れての対応で、これまで内部が完全に仕切られている二世帯住宅は別居とみなされ相続時の評価減という恩典が適用されなかった。二〇一四年以降はそれが適用可能

となり相続税対策としても有効な手段になったからである。二世帯住宅は別居と同居双方のデメリットを緩和する妥協の産物として考え出された居住形態であるが、木造では二階までと規定されていたが、木造三階建てまで建築基準法が緩和された。これによれば、三世代の同居が可能となるわけである。また同居型住宅を新築する場合は生前贈与税が三千万円まで非課税となる。別居するとさびしいし不安だけれども、かといってすべて一つ屋根の下ではプライバシーがなくて煩わしい。そんな考えであろうが、『日経ホームビルダー』(日経BP、二〇一二年八月号)でのアンケートと調査では、「親の面倒を見るため」50%。「長男だから」32.5%。「孫の面倒を見るため」25.5%。「単独世帯では住宅取得が難しいから」19%。「光熱費を削減するため」16%、などが上位を占めており「相続税対策」は12%である。一位の「親の面倒を見るため」と「長男だから」は対になっているとも考えられる。つまり「親の介護は長男夫婦」が、と考えられてもいるわけである。民法が変わっても双方の意識は変わらないのである。つまり人間は最後まで我が身は子どもに見て欲しいという利己心の強い生物なのである。更にこの考えの中核には「おのればかりがよければ」という意識、つまり個人主義に基づく意識が強くはたらいているのである。

それでは同居をする祖父母にとってのメリットはどこにあるのか。同アンケートによれば「かわいい孫と一緒に住める」「子供夫婦が近くにいると安心である」と一対になっている。他方、子供夫婦にしてみると、プライバシーに多少の犠牲は払っても、祖父母に孫の世話を頼める、あるいは、住居取得コストを節約できる、とうことにコミットしている。親の面倒を見るのはその対価であると考えているようである。またこのアンケートでは三割が二世帯住宅に満足していない、と回答している。その理由は「内部通路となったので親が自由勝手に入ってくる」「光熱費を折半しているが親のほうが多く使っている」「孫が二階で飛び

跳ねている音が気になる」などと回答し、双方が満足していないようである。それならなぜ二世帯、三世帯住宅が増えているのであろう。

ここで重要なことが「介護問題」「在宅介護」への政府方針の転換が背後にあるのである。二世帯住宅が規模の経済性を犠牲にしている分だけ高価な建設費を要する。一度建ててしまうと後から変更は難しい。子どもにコストをかけたことで後戻りできなくなる。こうした住宅経済事情に対して、在宅介護適応住宅にすれば補助金を支給します、在宅医療が可能な住宅にすれば、そのための建設費に補助金を支給します、という在宅介護システム奨励の一環なのである。風呂、トイレ、玄関の階段、台所、キッチン、など介護にみあった設備を取り付けることにより補助金を支給することで「地域自活ケアシステム」の取りかかりを付けるという方針である。更には政府放出金がだぶついている銀行融資を促進し、建設業界を動かし、経済効果がでたとする政策である。こうした住宅を数件から二、三十軒まとめて建設し「介護村」を作り、ここに医師の診療所を設けることを提起している。政府、厚生省などでこのシステムづくりを今年度から開始したのである。このような社会構造の中では一体家庭では何を教育すればよいのであろうか。

5. 家族とは何か

芥川龍之介の作品に「河童」という短編がある。父親が母親の産道に向かって「おまえは生まれて来たいか、生まれたくないか」と問いかける。ある時は生まれたい、という河童もいれば、生まれたくない、と答える河童もある。これは寓話であるから人間世界の話ではない。夫婦が子どもをもうけるかどうかを決断する時に、まだ生れぬ子どもに向かって「あなたを生んでもいいか」と尋ねるわけにはいかない。しかし現代医療の最先端では、このことが原因で出産に関わるいくつかの問題が起こっている。このことについて詳述するには長くなるので割愛させていただくが、夫婦関係

と親子関係はいくつかの点で決定的に異なっている。結婚は両性の合意に基づくものであるが、親子関係は子どもの同意がなくとも、子どもは親の都合によって生まれるものである。夫婦は社会的に自立した個人によって形成されるものであるが、子どもは無力であり、誰かの保護なしには生きていけない。ここに「子育」があるので、これも支援などを手掛ける状況が生まれている。自分が生んだ子は自分の責任で育て、家庭で教育すべきであろうと私は考えている。

親が子供をもうけようとする動機にはどのようなものが考えられるだろう。まず夫婦が揃って愛情を注ぐ対象として子どもがほしい、子どもはかわいい、という生きもの、生命を有する生物として人間の持つ本能的欲求が考えられる。このことはどのような生命体も子孫を残すという遺伝子からの命令として自然に備わっている。つまり他の事情を一定にすれば子どもはいないよりはいた方がいいということになる。しかし子どもをもうけるに際して、何か問題になることがあるしないかということである。皇室や梨園においては「家系の継続」である子どもをもうけるインセンティブは極めて強い働きをもっている。はじめに我が家のこと書いたが、一農民、百姓という家業においてさえ家系の継続は重要な働きを持っていた。まして、先祖代々引き継がれてきた家業のあるところでは、後継者候補の筆頭に挙げられるのは子どもの存在であり、必須のことであろう。

家業、家職を持たない職業の家庭では、事業の後継者というよりも、年老いたときには介護なども含めて頼りになる存在として子どもを望むかもしれない。また先祖代々の墓のある家庭では無縁墓にならないように子どもに先祖供養を期待するという念願もある。将来は祖父母として孫を可愛がりたいから、と考えて子どもをもうける夫婦、親もいるかもしれない。最近では子どもが小さいころから高価な服を着せ様々な学習塾や教室に通わせ、進学校、それも有名校をめざして、子どもを小学校低学年から通わせ、恰も子どもを私物化し、

自分のペットのように考えている親も見られる。自分の思い描く通りの「子育て」をしたいという動機もある。その結果高給取りになったり、事業に成功して老後を見もらいたいと考える親も多くいるはずである。

こうした親の動機を整理してみると、親が子供から将来の見返り（収益）を期待しているという思いもある。この考えは子どもは親にとっては「投資対象、投資財」となる。子育てにコストをかけるのはその見返りを求めている心理が働いてもいる。あるいは別の親は純粹に子どもが家庭にいることで楽しいと感じる場合、子どもは「消費財」となる。また親の稼ぎに關係なくほぼ一定額を子育てのために当てる家庭では子供は「必需品」となる。あるいは親の年収が増えるに従い、多額のコストを子どものためにかけている家庭は、子どもは「奢侈品、贅沢品」と定義することもできよう。「贅沢品、ドール品」と考えている家庭では収入が少ない場合、子どもも少なくするとも考えられる。親が合理的に行動していると仮定すれば、子どもをもうけることは「金銭的、精神的」満足と子育てのために掛かる費用を天秤にかけ、前者が後者を上回ると予想された場合にのみ子どもをもうける決断をすると合理的に考える親もあるであろう。

現代社会では「子どもを産む、産まない」という選択が極めて可能になった。それに伴い、「子どもの数」も少なくなる「少子化社会」を迎えている。このように出産に関する親の動機が（本能も含む）極めて利己主義的になりがちである。「産児制限」「命の再生産」が極めて「親の恣意に委ねられる」場合がある。それが「出生前診断」である。問題は診断自体にあるのではない。たとえばこの診断で胎児に障害がある可能性が高いと判断された場合、親はこの子どもの出産に関してどのような決断をするかということである。医療機関で行った統計もあるが、詳述は割愛させていただき、概ね記す。一年間で百人を超える妊婦が「胎児の異常を理由」に中絶を選択したと、ある

医院からの報告がある。

また人工妊娠中絶は、母体保護法という法律により「母体の健康を害する出産」と「暴行など拒絶できない間の姦淫による妊娠」のいずれかの条件が当てはまれば認められることになっているが、実際の現場ではこれらの条件が当てはまるかどうかの精査はあまり行われずに中絶が実施されているという報告もある。つまり「母親になるかもしれない女性の権利」として中絶が認められている以上、理由はさほど関わりなく、当事者が望まない妊娠であれば中絶可能ということになる。もう一つは「非配偶者間人工授精」の法的関わりがある。子どもをどうしてもうけたいという夫婦にとっては切実な願いである。しかし生まれてくる子供は親のためだけ生まれてくるわけではない。この他、子育てにおける母親の利己性もある。虐待、親子心中、障害者とその家族、自立や「母と子」「母親と娘」等の関係性もある。これらの多くが家庭での教育とも関わっているということである。

家族の関係性は民法「家族法」によっている。民法第四編「親族」、第五編「相続」に相当する部分にあたり「親族」は夫婦や親子など親族間の関係を定義づけており、「相続」は家族の財産が親族によって引き継がれる方法を定めている。家族を法律で定義づけているのは、家族という最小単位の組織がもつてゐる社会性にあるからである。家族、家庭は子どもを産み育てるという社会を維持していく上で不可欠な人口の再生産機能を持っているということ、家族は国を富ませるために必要な労働力の供給源となっていること。家族は老父母を扶養し介護する福祉的な役割を担っていること、などの制度を持ち、家族のあり方は社会全体に大きな影響力をもつてゐることにある。このことから民法「親族」は「家庭の法律」とも言うことができる。

明治民法は中央集権的な政府が富国強兵の目標を達成し、国民を統率する手段として家族を掌握するために定めたものであった。戸籍の筆頭者で

ある戸主に強い権限を与え、家長として家族をガバナンスさせるという家制度の維持であり、上意下達を徹底させるための末端組織として家族が機能するような仕組みとした。この明治民法はおおよそ、いやほとんど近世江戸時代、徳川政権を維持したあり方をそっくりそのまま引き継ぐ制度であり、それゆえに、冒頭においてずいぶんと読者には迷惑な郷土史を書き連ね、現代の社会のあり方、技術革新の変化の速さを法や制度で解決できない問題が生じていることを理解していただきたかったからである。

第二次大戦後に制定された日本国憲法では第十三条に「すべて国民は個人として尊重される」とあるように、個人の尊厳と平等が保障されている。ここで封建的な性格を持つ家制度は廃止され、長男の特別扱いはなくなり、相続の不平等性も是正されたが、永いこと土地と共に生活し、土地を製産の資源と考え、土地の踏襲をなによりも大事な資源と考えて生きてきた百姓には「民法」が変更されたといつても意識が変わらなければなかったのである。なぜならば田畠を継承することが「生活そのもの」であったからである。継承できなかつた他の兄弟は、分地をされば百姓となれたが、それ以外は別の職業と生き方を選ばねばならなかつたのである。

現代の家族法は明治民法のような統率的な色合いを持つものではないが、ここには「家族はこうあるべし」という国家の定めた社会的規範が示され、法律によって個人の尊厳は守られるもののこの規範に当てはまらない人はその限りではないという理念がある。たとえば「障害者総合支援法」は障害者との共生社会の実現を謳っている。障害者が適切な支援を受け、自立した生活を送ることを目指した法律であるが、この法律が守ってくれるのは障害者だけである。障害者であるかどうかは医師の診断によって決められる。認定されなければ、どんなに生きづらさを抱えていても支援の対象にはならない。高齢者介護法もこの考え方とまったく同じである。ここに教育の重要性がある。

知っていると知らないでは雲泥の差が生じてしまう。権利は行使することによって生じ、権利の上にあぐらをかいている者はみずから権利を失うのである。同時に権利に対しては義務も伴ない、それは表裏一体の関係となっているのである。これを教えることが家庭教育である。こうしたことは公教育機関では教えてくれない。従って親の学びが必要であり、家庭教育が必要なのである。

家族法の研究者のなかには、現在の民法は明治時代の発想を未だに引きずっていると考えている人もいる。憲法十三条が個人の尊厳を規定していたとしても、どの個人をどのように守るかは個別の法律と裁判での裁定にゆだねられる。つまりあらかじめ守るべき個人の範囲を限つておき、その枠に収まつた人たちだけを助ける。範囲を定める上の基準は明治、いやそれ以前の日本の伝統的価値観に添つてゐる人に限られている。つまり家族法で守られているのは「形式的であれ、まつとうな手続きを踏んでゐる者」となる。しかし現代社会では国民一人一人の価値観の多様化、文明の利器の登場、家庭内の生活そのものが文明の利器に助けられ、近い将来に人間は意志だけを告げるだけで目的が達せられる、日常の生活のロボット化という時代が訪れている。家族のメンバー間ですらそれぞれの価値観を理解するのは難しくなつてゐる。いや価値観の多様化などと言ってはいられない。今の法律では想定しきれない人たちと行動が増えているということである。

民法というものは刑法と違って従わなければ逮捕されるという性質のものではなく、民法に抵触する行為、民法に違反した行いは「不法行為」とされ、それを理由に民事裁判を起こし損害賠償請求という権利を行使するという点に主眼が置かれている。家の財産を長男がそっくり引き継ぐ慣習であった家督相続を認めていない。明治民法とは明らかに違うが、前例のように二世帯住居の新築により経済効果がでているように見えるが、親の世代と一緒に住む子供夫婦のうち三割以上が「長男夫婦」という統計に見られるように、未だに法

は法としながらも「家督相続」と事実上言えるような状態にあることを見逃せないのである。均等相続が定められているが、これに従い「争続」「争族あらそい」となり、裁判に持ち込まれるケースがなんと多いことか。また近日、「同性愛者同士」が区役所に婚姻届を提出し「婚姻相当と認める証明書」を発給したというニュースがあるように、法の想定外の事象が生じているのが今の社会なのである。平成二十七年四月一日の政府委員会の質疑において安倍首相は「只今のところ、憲法第二十四条において、両性の合意のみに基いて成立するものであります」と答えている。

6. 終わりに

新民法はすべてが明治民法と異なっているわけではない。それなりに明治民法をそのまま踏襲している部分も多い。それだからこそ近年の最高裁判決もこれまでの判例を覆す裁定が次々と出されている。もはや「日本の良き習慣」「日本の伝統的あり方」という考え方だけでは通用しないことが私たちの身の回りで起きている。「毎月第三日曜日は家庭の日、十一月第三日曜日は家族の日」と定めたことは、意識変革や家族法を遵守する方向性に向けるような呼びかけならば運動としては重い意味を持つが、近未来を予測した家族像、家庭像、親子のあり方、などを体系立て、理論立ててこそ説得力も生まれよう。家庭教育という漠然とした唱え語だけでは、もはや子どもたちの間、子どもたちを取り巻く中でおきている憂慮すべき事態は解消できないであろう。せめて「学校道德」だけでなく「家庭道德」「社会道德」も提示しなければならないであろう。たとえば①家族同士が強い一体感を持って結ばれていること。②誰もが家族長を中心として家族の融和を大切にすること(家父長や戸長ではない)。③家族間秩序を重んじて役割を分担し、期待にこたえる家族規範を守ること。④親が子供に愛情を注ぐことはもちろん、子どもが親を助け親に従うこと。⑤家族の利害に関わることなく、家族成員がそれぞれの座位と役

割を踏まえ、家族全体の理に従うこと、などが考えられる。この五条をそれぞれの家庭で実行するか、あるいはこれらに従うべき心がつづられており、こうした五条程度の「我が家の民法」などを考えてみてはどうであろう。無論、自治体でもそれぞれの地域の風土や歴史や伝統をふまえ、市条例或いは市の目標、県民教育として強く打ち出してゆくことも必要なではないだろうか。國も税を徴収する単位としての家庭、家族の把握にとどまらず、積極的に「家庭教育の体系化」を検討し、戦前の戸長を中心として国政を把握する家族ではない、真に心休める家族像を提示して欲しいと考えている。

我が家に伝わるボロボロの和綴本がある。ひとつは『備前堤関係旧記語彙』という本で備前堤水害予防組合がまとめ、明治十三年十二月の日付がある。初めに記した伊奈忠次が関東治水のために多くの堤を築いた。この人、この家の家職であった治水事業のあらましと、その治水によって作られた用廃水を備前守の名にちなんで「備前堀用水、備前悪水」とよび、堤や堰を「備前堤」と称した。これらの堤や堰の修理に関する百姓の心得と、各村の持ち場が示され、用意しておくべき杭や土俵、竹や木材などの分担品名と自分の家の提供すべき品目が書かれている。もちろんこれらは「なさでかなわぬ公役」であり、百姓の犠牲の上に成り立った無報酬の労働であり、これが村落共同体を作るきずなであった。それを絶賛するわけではないが、支給や手当を受けると一時的な事業で終ってしまう恐れがあるために、捷のような心得として代々伝えられた家庭教育のひとつでもあり、今でも私の代まで伝わっている。これを折に触れて読まねばならないならわしであった。これが冬期の百姓の仕事で、これを代々伝えることによって家職の百姓を続けてきた。これがわが家に伝えられてきた家庭教育であった。

もう一つは慶長十年(一六〇五年)に書かれたと思われる『百姓伝記』がある。ここには冒頭に「五常の卷」がある。これは論語の一節であり、

常々の身の置き方から公衆道徳として実施し身につけるために日々に口にとなえ、道義としていたものであった。もちろんその前に「四季集」があり、四季の折々に百姓がなすべき心得がつづられており、五常の卷には仁義礼智信についてのわかりやすいおおせ言が記され、更に「四恩」「九恩」「公事」「三社御供の事」など、百姓としてお上を敬い、常日頃から四恩を思い親に感謝し、などが記されている。百姓として生きるすべが記されている。これを読むこともまた家庭での教育であった。こうした具体的な教えや書物をもって家庭での教育があった。

ところでこの寄稿を提出した直後に大きな事故、事件、それに四月一日より国の「子ども・子育て支援新制度」が実施に移されることになった。そこでどうしても綴っておかねばならないという思いで駆られて続稿をした。このことはどうしても伝えておきたい。

ひとつは全国的に展開されている「子育支援」を目的とした民間の支援団体、つまりNPO法人での事故、事件である。自分で開発した子育法でたくさんの乳幼児を預かり「乳児のうちから子どもも活動したがっている。動かすことで脳や身体を発達させる効果的方法」を施せば、子どももズンズン育つと称し、乳児の首をひねったり逆さにしたり、身体を大きく揺らし、その結果、乳幼児を死に倒らしめた民間子育の女性が逮捕された。

もうひとつは、高額の金で「子どもの一時保育所」を経営していた民間支援施設、これは一時預かりで親が買物に行ったり宿泊するために乳幼児を一泊二万円から三万円の料金で預かり、充分な保育もせず蒲団にくるみ、紐でしばりぐるぐる巻きにし、恰も魚市場でマグロを並べたてるよう並べ置き、食事も充分適切に与えず死に到らしめたという事件とも言うべき報道があった。

これらのこととは今年の四月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」を睨んでの事件であろう。新制度は幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園を、就学前の子どもの施設の柱に

位置づけるもので、消費税増税分の財源などを利用し、保育所に入れない待機児童の解消など子育支援の充実を図ることを目的として実施される。小規模保育はゼロ歳から二歳時までが利用対象、認定こども園は文科省と厚労省にまたがって運営される。四月現在で全国に1359施設がある。

或る県の例では小規模保育は認可保育所と同額で、利用料が所得に関係なく月額七万円から八万円が多いそうである。小規模保育は所得に関係なく五千円から七万四千円程度と割安なので入所が多くなると見て、内閣府は今年度中に全国で三万九千人分の定員増を計画しているが一向にはかどっていない。

理由はまず施設にある。認可基準には保育に関わる職員は全員が保育士、もうひとつは保育士が半分以上、もうひとつは有資格者不要の三種類があり、これに応じて国と自治体から給付される給付金の額が異なるため、親の間でどこに預けるかで格差が生じる。そのため見栄と不安が親の間に広がっているためにこの事業が一向に進まないのである。また、この施設が市街地に作られる「子どもの騒音に悩まされる」と予定地の住民から次々と建設反対の声が出てしまっているからである。こうした利己性や自分だけという考え方を捨てない限り、少子高齢化は解消できない。つまり人間の本性の問題であろう。教育基本法の家庭教育条項に定められた教育の私事性と公共性を明確にし、大人へと成長することができるような方法論を示さねばならないであろう。もはや「家庭教育の体系化」は焦眉の問題なのである。